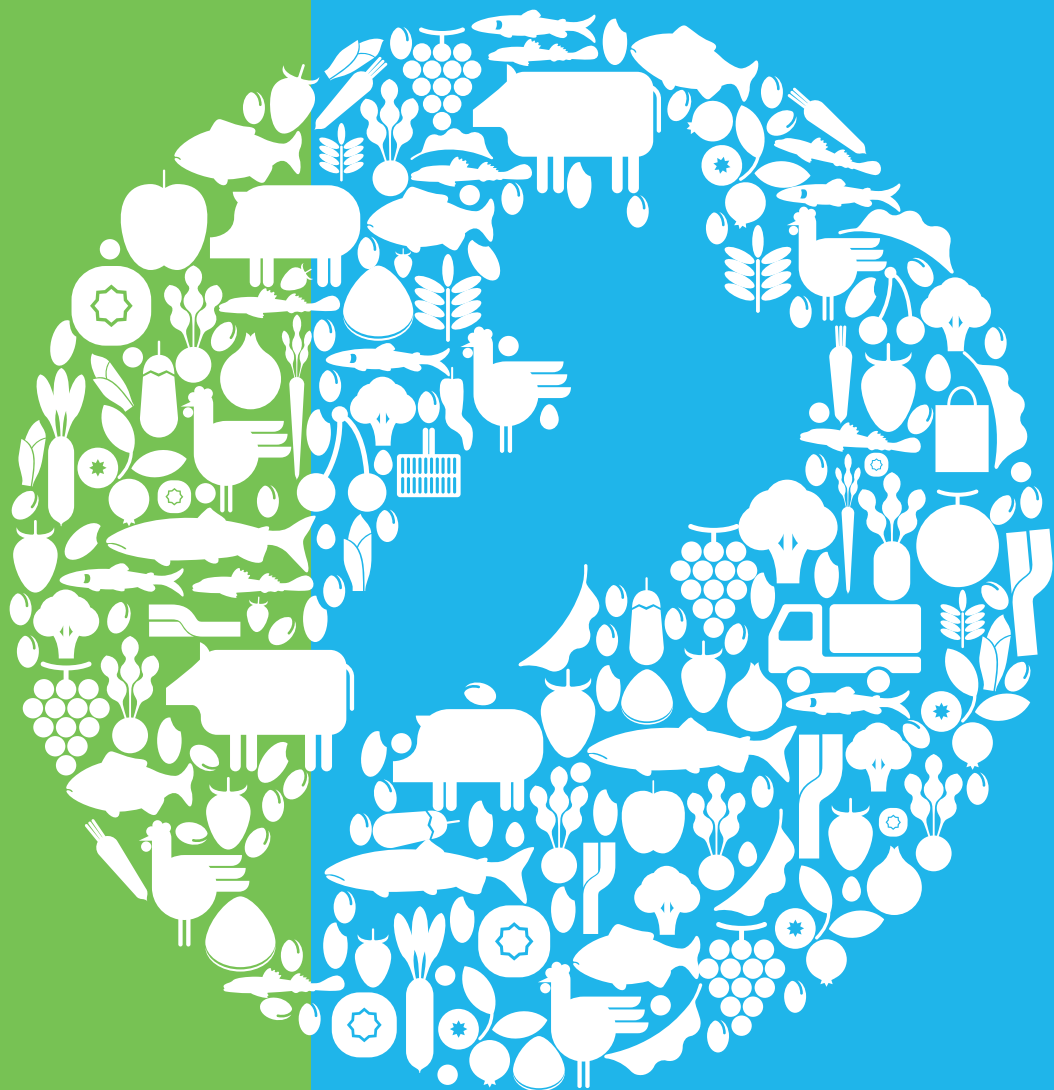


県民みんなで創る
滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」

幸せのカタチ
10年後のわたしたちへ



令和3年
滋賀県

目次

| | |
|---|-----------|
| はじめに | 1 |
| 1 策定の背景 | 1 |
| 2 性格 | 2 |
| 3 計画期間 | 2 |
| 4 計画の構成 | 2 |
| 第1章 基本理念 | 3 |
| 第2章 目指す2030年の姿 | 7 |
| 1 共通視点「人」 農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大する | 9 |
| 2 視点「経済」 経済活動としての農業・水産業の競争力を高める | 11 |
| 3 視点「社会」 豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐ | 13 |
| 4 視点「環境」 琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応する | 15 |
| 第3章 政策の方向性 | 17 |
| 1 目指す2030年の姿と県の施策の一覧図 | 17 |
| 2 目指す2030年の姿の詳細と県の具体的施策 | 19 |
| (1) 共通視点「人」 農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大する | 19 |
| 人・1 新規就農者・新規漁業就業者等を確保する | 19 |
| 人・2 滋賀の農業・水産業のファンを拡大する | 21 |
| 人・3 県産農畜水産物を積極的に取り扱う食品関連事業者を増やす | 23 |
| 人・4 農業・農作業の持つ多面的機能を活かした共生社会をつくる | 24 |
| (2) 視点「経済」 経済活動としての農業・水産業の競争力を高める | 25 |
| 経済・1 農業・水産業がより魅力ある職業になる | 25 |
| 経済・2 需要の変化への確かな対応と新たな需要の開拓や販路拡大に向け、農地・農業技術等をフル活用する | 27 |
| 経済・3 近江牛をはじめとした畜産物を持続可能な形で安定生産する | 29 |
| 経済・4 儲かる漁業を実現し、琵琶湖漁業を継続する | 30 |
| 経済・5 近江米、近江牛、近江の野菜、近江の茶、湖魚等の「滋賀の幸」のブランド力を高め、消費を拡大する | 31 |
| (3) 視点「社会」 豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐ | 33 |
| 社会・1 農業水利施設や農地等の農業生産における基礎的な資源を次世代に引き継ぐ | 33 |
| 社会・2 集落の力と多様な主体との連携・協働により農山漁村の持つ多面的価値を次世代に引き継ぐ | 35 |
| (4) 視点「環境」 琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応する | 37 |
| 環境・1 農業の営みと琵琶湖を中心とする環境の保全を両立する | 37 |
| 環境・2 琵琶湖を中心とする環境の保全再生を進め、健全な循環のもと水産資源を回復させる | 39 |
| 環境・3 気候変動による自然災害等のリスクに対応する | 41 |

第4章 政策の推進方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

| | |
|-------------------------|----|
| 1 県民に対する情報提供 | 43 |
| 2 分野別計画等による施策の推進 | 43 |
| 3 具体的な手引書等による施策の推進 | 44 |
| 4 試験研究と普及指導活動による施策の推進 | 44 |
| 5 他分野との連携による施策の推進 | 45 |
| 6 国・市町・関係団体との連携による施策の推進 | 46 |
| 7 進行管理 | 46 |

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

| | |
|---|----|
| 1 2020年における滋賀県農業・水産業に影響を及ぼす社会情勢等の変化、必要とされる取組、政策の方向性 | 48 |
| (1) 関係図 | 48 |
| (2) 社会情勢等の変化を踏まえた6つの取組 | 49 |
| (3) 2020年における滋賀県農業・水産業に影響を及ぼす社会情勢等の変化 | 51 |
| 2 令和7年度(2025年度)を目標とする成果指標一覧 | 63 |
| 3 SDGsのゴール、ターゲットと成果指標との関係 | 67 |
| 4 策定経過 | 71 |
| 5 諮問文・答申文 | 72 |
| 6 滋賀県農業・水産業基本計画審議会委員名簿 | 74 |
| 7 用語解説 | 75 |

(注) *印を付けた用語については参考資料に用語解説があります。



はじめに

1 策定の背景

本県では、平成28年（2016年）3月に「滋賀県農業・水産業基本計画」を策定し、令和2年度（2020年度）を目標年次として、その達成に向けた施策を積極的に推進してきました。

その結果、琵琶湖と共生する農林水産業が「琵琶湖システム」*として「日本農業遺産」*の認定を受けるとともに、米の食味ランキング*で「みずかがみ」*・「コシヒカリ」が「特A」を取得する等、全国に認められる成果が得られたところです。さらに、担い手*の確保、園芸品目や環境こだわり農産物*の生産拡大、地域資源*を活用した農山漁村の活性化等、今後も継続が必要な施策もあります。

この間、国や本県農業・水産業を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の一層の進行や、地球温暖化に伴う異常気象や災害の発生、AI*やIoT*等のICT*の技術革新の進展等、大きく変化してきました。

また、国際的な状況に目を向けると、2030年までの持続可能でよりよい社会づくりを目指す国際指標としてのSDGs*の普及、パリ協定*の発効による地球温暖化に対する脱炭素社会*づくり、TPP11*等の大型経済連携協定の締結・発効による世界市場の開放等、新たな国際社会づくりに向けた様々な動きが進展してきました。

このような国内外の情勢の変化を受けて、国では令和2年（2020年）3月、新たな「食料・農業・農村基本計画」*が策定されました。本計画では、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、農業・農村の多面的機能*の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪として推進し、食料自給率*の向上と食料安全保障*の確立を図ることが示されました。さらに、令和3年（2021年）5月には、農林水産業の環境負荷低減と生産基盤強化を目指す政策方針「みどりの食料システム戦略」*が策定され、2050年までに農林水産業のCO₂排出量の実質ゼロ化や化石燃料を使わない園芸施設への完全移行など地球温暖化防止に向けた目標が掲げられました。

また、本県においては、将来にわたり持続的で発展性のある農業生産の振興を図ることを目的として、農業の生産面に焦点を当てた「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」を制定しました（令和3年（2021年）4月施行、愛称“しがの農業みらい条例”）。

加えて、令和2年（2020年）3月頃から世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症は、世界・日本の社会・経済情勢、私たちの日常生活、そして本県の農業・水産業においても極めて大きな影響を与え、その影響は今なお続いています。

このような本県農業・水産業を取り巻く状況の変化を踏まえて、今後の本県農業・水産業の中期的な施策の展開方向を示す計画として「滋賀県農業・水産業基本計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

2 性格

本計画は、「滋賀県基本構想」*（平成31年（2019年）3月）を上位計画*とし、10年後（2030年）の本県農業・水産業が目指す姿を描き、その実現に向かって生産者をはじめとする県民、市町・関係機関等と県とが基本理念*を共有し、一緒に取組を進めていくための基本的な方向を示す指針となるものです。

また、計画に基づく取組を進めることにより、^{エスディージーズ}SDGs*の目標達成に貢献するとともに、「琵琶湖システム」*を保全し、その価値や魅力を一層高めます。



琵琶湖システム* ロゴマーク

3 計画期間

目指す姿は10年後（2030年）を描き、計画期間は、社会・経済情勢の変化や政策を進めるうえでの不確実性等を考慮して、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

4 計画の構成

本計画は、本編（第1章～第4章）と参考資料で構成しています。

まず、本編第1章で、計画全体を貫く考え方である「基本理念」*を定め、第2章で基本理念*を念頭に置いた「目指す2030年の姿」を描いています。

第3章「政策の方向性」では、第2章で描いた目指す2030年の姿の詳細と「基本理念」*とのつながり、目指す姿の実現に向けた県の具体的施策を示しています。

第4章では、本計画をより効果的・効率的に推進するための「政策の推進方法」を示しています。

参考資料では、社会情勢等の変化とそれによる本県農業・水産業への影響、今後必要とされる取組と具体的施策との関係等、本編（第1章～第4章）に記述している内容の根拠となる資料と、その他の参考資料を掲載しています。

第1章

県民みんなで創る 滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」



基本理念

農業者・漁業者が、滋賀の農畜水産物を育てる・採る「幸せ」

流通・小売事業者が、滋賀の農畜水産物を消費者へ届ける「幸せ」

消費者が、滋賀の農畜水産物を選ぶ・食べる「幸せ」

これらの「幸せ」を生み出す滋賀の農山漁村がある「幸せ」

私たちの滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」は、農業者・漁業者、流通・小売事業者、消費者等、立場の異なる多様な人が「食と農」を通じてつながることで創り出され、私たちに届けられています。

これらの「幸せ」を生み出す滋賀の農山漁村は、県民みんなの貴重な財産であり、滋賀で暮らす私たちの「幸せ」を支えています。

本計画は、**県民みんなで創る 滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」**を基本理念*とし、滋賀の農業・水産業が目指す2030年の姿の実現に向けた施策の展開方向を示します。

■基本理念*の背景

私たちは日常、滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」を享受*しています。この「幸せ」は、近江米・近江の野菜・近江の茶・近江牛・湖魚等の滋賀の農畜水産物を育てる農業者・採る漁業者、消費者へ届ける流通・小売事業者、選ぶ・食べる消費者等、立場の異なる多様な人の「食と農」を通じたつながりの中で生まれ、私たちに届けられます。

また、これらの農畜水産物を生み出す滋賀の農山漁村は、琵琶湖を中心とした美しい景観、豊かな自然環境、多彩な食文化・伝統文化を1000年以上にわたって育んできました。この豊かな恵みをもたらしてきた農林水産業のつながりが「琵琶湖システム」*として、平成31年(2019年)2月に「日本農業遺産」*に認定され、国際連合食糧農業機関(FAO)*が認定する「世界農業遺産」*の候補としても認められました。滋賀の農山漁村は、私たち県民みんなが世界に誇る貴重な財産であり、そこに暮らす人をはじめ、様々な人の手によって守り、受け継がれることで、私たちに「食と農」を通じた「幸せ」をもたらしています。

しかし、現在、人口減少・少子高齢化が進行しており、特に滋賀の農畜水産物を生み出す農業者・漁業者や、農山漁村で農地・漁場等の保全活動等を通じて農業者・漁業者の取組を直接的に支える人等、農業・水産業に中心的に携わる人の不足が深刻な問題となっています。今後、これらの人がさらに減少していくと、農畜水産物が作り出されなくなり、私たちは県外産や輸入農産物品等の滋賀県産以外の農畜水産物にさらに依存せざるを得なくなります。同時に私たちの財産である滋賀の農山漁村の衰退が進むおそれが高まります。このままでは、私たちの身近にある「食と農」を通じた「幸せ」を享受*し続けることができなくなります。

さらに、私たちを取り巻く世界は、令和2年(2020年)3月頃から、新型コロナウイルス感染拡大により、経済的・社会的に複雑かつ危機的な状況となりました。私たちはこのコロナ禍*の中で、感染により命が脅かされる恐怖に加え、その命を支える食料の流通が途絶えるかもしれないという不安を経験しました。一方で滋賀の農山漁村はこのような非常時でも、私たちの生活の近くにあることで、私たちにいつもと変わることなく農畜水産物を安定して届け続けてくれました。

これらの経験を通じて、私たちは、「地元で農畜水産物が生産されている安心」、「人のつながりの大切さ」、「滋賀の農山漁村が近くにあることの価値・魅力」、といったこれまで感じにくかった3つの「気づき」を得ることができました。これは、「当たり前のこととはとても貴重である」という新型コロナウイルス感染症が私たちに示した教訓の一つではないでしょうか。

私たちはコロナ禍*の経験から学び、行動を変化させることが必要です。私たちはコロナ禍*を経ての3つの気づきから、「地域自給力(つくる力)の向上」、「農業・農村への誘導」、「県産農畜水産物の消費拡大」の取組を進める必要があります。併せて、これらの取組を支える「農業生産基盤*の整備」、「琵琶湖を中心

とする環境の保全再生」、「異常気象や自然災害発生等のリスクへの対応」の取組を進める必要があります。

今こそ、私たちはこれらの6つの取組を進め、滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」の価値・魅力を、私たち県民みんなで創る（評価し、高め、次世代へ継承する）ときです。そのためには、農業・水産業が直面する深刻な人の不足等の課題は、農業者・漁業者だけではなく、消費者も含めた私たち県民みんなが当事者意識を持って克服する必要があるのではないのでしょうか。

このような背景から私たちはこの基本理念*を定めました。

県民みんなで創る 滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」

第2章

県民みんなで創る 滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」



図 目指す2030年の姿 のイメージ

目指す2030年の姿

私たちは第1章で示した基本理念*を念頭に置き、滋賀の農業・水産業が目指す10年後(2030年)の姿を、「農業・水産業と関わる『人のすそ野』を拡大する」を共通視点として、その上に「経済活動としての農業・水産業の競争力を高める」、「豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐ」、「琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応する」の、合わせて4つの視点から描きます。



農業・水産業に関わる 「人のすそ野」を拡大する

基本理念*に掲げる「食と農」を通じた「幸せ」は、立場の異なる多様な人が「食と農」を通じてつながる中で生まれ、私たちに届けられています。つまり、この「幸せ」は、それぞれの立場から「食と農」に関わり、支える人の存在が必要不可欠です。

そのため、「経済」・「社会」・「環境」の各視点に共通する視点として、**農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大すること**が必要です。そこで、新たに農業・水産業に従事する者と本県農業・水産業を支える多様な人材が増えるとともに、子どもから大人の全ての世代が、滋賀の農業・水産業を学び・知り、購入・消費し、さらに交流・体験する人が増える、そのような「人のすそ野」が拡大している姿を目指します。

私たちはコロナ禍*の中で、農畜水産物が地元で生産されている安心感や、滋賀の農山漁村が私たちの生活の近くにあることの価値・魅力に改めて気づきました。この気づきを契機に流通・小売事業者等が地元の農畜水産物を積極的に取り扱い、コロナ禍*で外出自粛が求められる中でも県内の農産物直売所等は賑わい、農業・農村への関心の高まりを示す人の行動へとつながりました。



人

▶動画も
チェック!



今後、企業等でのテレワーク*の進展等による新しい生活様式がさらに浸透していくにつれて、これまで以上に多様な人が農業・農村に興味と関心を持ち、都市と農村との交流イベントへの参加、SNS*での情報発信、農業・漁業体験や自ら農作業の実践等の新たな行動を始められることが期待されます。

コロナ禍*の中で「人のすそ野」は広がりつつありますが、これを非常時の一過性のものとはせず、ウィズコロナ*・ポストコロナ*の時代になっても、子どもや若者、大人の全ての世代において滋賀の農業・水産業のファンであり続け、さらには職業としての農業・水産業を志す人や農業・水産業を支える多様な人材が増えるための取組が必要です。

また、障害や病気のある人を含めた多様な人々が、農業・農作業が持つ多面的機能*(心身の健康増進効果等)を活用し、「農」を通じていきいきと暮らし、ともに働き、ともに活動する姿の実現についても、農業と関わる「人のすそ野」を広げるための取組として進めます。

これらの取組を総合的に進めることで、農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大していきます。その結果、意欲と誇りを持った農業者・漁業者が持続的・安定的に農畜水産物を生産・漁獲し、それらが流通・小売事業者等によって消費者に届けられ、私たちは「食と農」を通じた「幸せ」を享受*し続けることができます。





経済活動としての 農業・水産業の競争力を高める

私たちは、農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大し、**経済活動として農業・水産業が持続的に発展する力（競争力）が高まっている姿**を目指します。

農業者・漁業者には農畜水産物を育て、採る「幸せ」があります。しかし、農業者・漁業者が営みを続けていくためには、育て、採る「幸せ」だけでなく、そのことで十分な収入を確保できる「幸せ」が必要です。

そこで、農業者・漁業者が、消費者等に優先的・継続的に選択され、ほかの人にも勧めたくなるような品質の高い農畜水産物を安定的に供給するため、経営力の向上に取り組みます。



経済

▶動画も
チェック!



また、こうした取組が継続される中で、滋賀の農畜水産物は、消費者等から信頼を獲得し、強いブランド*
力を持つようになるとともに、「モノ消費」*の対象としてだけでなく、「コト消費」*の対象としての価値が
高まることによって「滋賀の幸」*へと昇華され、農業者・漁業者が十分な収入を確保できる「幸せ」を実感
できるようになります。

これらの取組を総合的に進めることで、経済活動として農業・水産業が持続的に発展する力が高められます。
そして、農業者・漁業者は自らの仕事により一層の自信と誇りを持てるようになり、職業として農業・漁業を
志す子どもや若者たちをより多く生み出すことへとつながります。





豊かな資源を持つ農山漁村を 次世代に引き継ぐ

私たちは、農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大し、農山漁村の持つ多面的機能*の維持・向上に向けて活動する多くの人を育て、**豊かな資源を持つ農山漁村が次世代に引き継がれている姿**を目指します。

農山漁村は、農畜水産物の生産だけでなく、国土の保全、水源の涵養*、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能*を有しています。とりわけ滋賀の農山漁村は、琵琶湖を中心とした農業・水産業の営みの中で独自の食文化・伝統文化を育んできました。

農業水利施設*や農地等の地域資源*は、多面的機能*の維持・向上や食文化・伝統文化の継承、持続的・安定的な農業生産のために欠かせません。私たちは、これらの資源を保全し、農山漁村を健全な姿で次世代に引き継ぐことが必要です。

その実現に向け、農業水利施設*等の計画的な保全更新*や、農地の整備、管理の省力化とともに、水路の泥上げ*や農道補修等の人の活動に支えられた地域資源*の保全管理を推進します。



社会

▶動画も
チェック!



また、地域資源*を活用した地域の活性化や食文化・伝統文化の継承、鳥獣による被害軽減対策等の取組については、これまで活動を担ってきた集落内の一部の住民に加え、次世代の主役となる地域の若者・女性、企業・大学等の多様な主体、人との連携・協働*により、新たな視点や意見を取り入れた取組を進めます。

これらの取組を総合的に進めることで、農業水利施設*や農地等の地域資源*と、人による活動というハード*とソフト*の両面がそろった農山漁村の「社会」を次世代に引き継ぐことができます。

その結果、農業者は ICT*等の最新技術の導入等による経営力の向上にチャレンジすることが可能となります。

また、県民みんなにとっては、農業者・漁業者から安定して農畜水産物が提供されることに留まらず、農山漁村が有する多面的機能*を心のやすらぎとして持続的に享受*できることにもつながります。





琵琶湖を中心とする環境を守り、 リスクに対応する

私たちは、農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大し、農業者・漁業者等の経済活動と両立した琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応している姿を目指します。

「人々の暮らしを映す鏡」と言われるように、琵琶湖と農業・水産業との関わりは極めて密接です。「日本農業遺産」*に認定された「琵琶湖システム」*は、農業と漁業が相互に作用しながら1000年以上にわたって受け継がれてきた循環型のシステムで、その中で県民みんなは琵琶湖の恵みによる「幸せ」を持続的に享受*してきました。

将来にわたり、農業の営みと琵琶湖を取り巻く環境の保全を両立させるためには、農業者は環境こだわり農業*の継続や農業濁水*の流出防止、農業系廃プラスチック*の排出抑制等、琵琶湖等の環境の保全に配慮した農業に取り組むことが必要です。

一方、漁業者は、琵琶湖の水産資源を回復させるために、魚介類の種苗放流*や資源管理型漁業*を推進するとともに、産卵繁殖や生息環境の改善、外来魚*等有害生物の駆除等の漁場環境改善に取り組むことが必要です。



環境

▶動画も
チェック!



これらの取組を総合的に進めることで、琵琶湖を中心とする環境が守られることとなり、「琵琶湖システム」* が次世代にも引き継がれるとともに、農業者は環境と調和のとれた農業生産によって安全で安心な農産物を消費者へ提供でき、漁業者は琵琶湖の恵みの持続的な漁獲と消費者への提供が可能となります。

県民みんなにとっては、安全で安心な県産農畜水産物と琵琶湖の恵みによる「食」が得られる「幸せ」を享受*できるとともに、良好に保全された琵琶湖とそれを取り巻く田園風景から、心のやすらぎを享受*できます。

農業・水産業は、気候変動による影響を受けやすく、一方でCO₂やメタン*等の温室効果ガス*の排出源にもなる産業です。また、家畜伝染病や病害虫等の被害もしばしば発生します。そのため、農業者・漁業者が持続的・安定的な営みを確保するためには、他産地も含めた過去の被害の教訓を最大限に活かし、気候変動による異常気象に対応した農畜水産物の生産技術対策、大規模自然災害から農業水利施設*等を守る対策、家畜伝染病等への対策等に取り組むことが必要です。併せて、農業・水産業が温室効果ガス*の排出削減に取り組むことで本県が推進する「CO₂ ネットゼロ社会*づくり」に貢献することが必要です。

これらの取組を総合的に進めることで、リスクに対応できることとなり、農業者・漁業者は災害等の発生時でも被害を最小限に食い止め、食料を安定して提供できるようになり、県民みんなは、災害等の発生時でも地元の食料を確保できる「安心」と、農業・水産業に頼もしさを感じられるようになります。

